

平成 25 年（2013 年）10 月 4 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

## 平成 26 年度予算の編成について

平成 26 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分に御理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

### 記

#### 第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の現下の経済状況を概観すると、景気は緩やかに回復しつつあり、先行きについては、輸出が持ち直すなかで、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるものの、海外景気の下振れが、引き続き景気を下押しするリスクとなっている。

そうした中、札幌市の経済状況は、個人消費でも持ち直しの動きが見られるなど、雇用情勢や観光客の動向を含め、全体としては持ち直しの動きが続いている。

こうした状況のもと、国は「中期財政計画」の中で、地方の一般財源総額については平成 26 年度及び平成 27 年度において、平成 25 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている一方で、社会保障については極力全体の水準を抑制するとともに、歳出特別枠<sup>注</sup>等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるとしている。

札幌市の財政状況に目を転じると、本年 2 月に公表した中期財政見通しでは、扶助費や国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療会計への繰出しの増等を要因として、平成 26 年度は 73 億円の財源不足が発生する見通しである。

加えて、歳入においては、歳出特別枠の廃止による地方交付税の減等が懸念されるとともに、歳出においては、変化する社会経済情勢に的確に対応するために新たな財源が必要となることから、平成 26 年度の財政見通しは厳しいものと認識している。

なお、消費税率の引き上げについては、現在のところ、地方財政に与える影響について予測が困難な状況であることから、今後も国の動向を注視するとともに予算編成過程において、機動的に対応していく。

注) 地方財政計画における地方交付税総額を増額させるための歳出の上積み

## 第2 予算編成の基本的考え方

人口減少社会の到来や超高齢化の進行等、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していくためには、これまでと同様の考え方や取組にとらわれず、新たな視点や価値観で事務事業の内容や手法を検討し、これまで以上に「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って予算を編成する。したがって、各局においては、限られた経営資源で最大の事業効果を上げるため、単なる事業費の一律のカットなどは避け、下記に掲げる基本的な考え方に沿って、局マネジメント機能を発揮しながら、他部局や市民、企業、NPO等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組むこととする。

特に、札幌市が永続的に事業を実施するのではなく、民間活動を誘発するきっかけづくりとしての役割（いわゆる「火付け役」）を常に意識し、事業効果が広く民間に波及し、その効果が継続・拡充していくような事業の構築及び効果の検証に努めることとする。

### 1 「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ」の実現に向けた取組を着実に実施

平成26年度予算は、市長の3期目最後の本格予算であり、「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ～北の希望都市・札幌を目指して～」の実現に向けて、「第3次札幌新まちづくり計画」の最終年次として、計画目標の達成に向けた取組を着実に実施する。

### 2 「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>」の力強いスタートダッシュ

札幌市の新たな都市経営戦略として策定中の「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>」に掲げる「10年後の目指すべき姿」の実現に向けて、力強いスタートダッシュを切るための取組を積極的に盛り込む。

### 3 局マネジメントの強化と行革努力の継続

局マネジメント枠対象事業の拡大や「戦略ビジョン局推進枠」の導入等により局マネジメントの強化を図るとともに、「行財政改革推進プラン」に掲げる取組の着実な実施や行政評価と予算編成の連携の強化等これまで以上に行革努力を行うことにより、新たに生じる財政支出に対応し、メリハリのある予算編成を実現する。

### 4 予算編成プロセスの公開の一層の充実

市民の信頼の確保や編成過程の透明化を進めるため、「予算要求の概要」を公開するとともに、財政局の査定段階での状況について論点等を含めて公表する。

また、より多くの市民、とりわけ将来を担う子ども達に市政への関心を持ってもらうため、中高生を中心とした子どもたちに、対話型で財政情報の発信を行い、市の行財政への理解を深めていただきながら意見をもらうよう努める。

### 第3 予算編成にあたっての留意事項

#### 1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成 25 年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過小見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

##### (1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「行財政改革推進プラン」の趣旨を踏まえて、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

##### (2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

特に「行財政改革推進プラン」において、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、方針に従い予算に反映させること。

また、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

##### (3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

##### (4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、「行財政改革推進プラン」に沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

## (5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、社会基盤整備事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における25年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議のうえ見積もること。

## 2 歳出について

平成26年度においては、「第3次札幌新まちづくり計画」に位置付けられた事業及び「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉」の実現に寄与する事業等、特に重要な事業に重点的に取り組むとともに、各局が局マネジメント機能を発揮し、局の裁量による事業実施が可能となるよう新たな編成手法を取り入れる。

各局においては、新規事業はもとより、従前より継続して実施している事業についても、「行財政改革推進プラン」や下記の4つの視点に沿って、ゼロベースからの見直しを行い、よりメリハリのついた予算要求とすること。

### ○ 4つの見直し視点

#### 視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

#### 視点② 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適当ではないか。

#### 視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要はないか。

#### 視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

## (1) 要求区分

予算要求の区分を「まちづくり経費」、「一般事業費」、「一般事務費」の3区分とし、区分毎に局マネジメント枠対象外経費と局マネジメント枠対象経費を設定する。

### ア 局マネジメント枠対象外経費

#### (ア) 「まちづくり経費」（局マネジメント枠対象外分）

「第3次札幌新まちづくり計画」に位置付けられた事業及び「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉」の実現に寄与する事業等、全市的観点からの政策判断を必要とする特に重要な事業に係る経費のうち、各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。なお、特に民間活力を生かして、市政の課題に対応していくような取組を進めるよう留意すること。

- ・「第3次札幌新まちづくり計画」に基づく新規・レベルアップ事業
- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈戦略編〉」の実現に寄与する事業のうち財政部が指定する事業
- ・貸付金（第3次新まちづくり計画に基づく事業など）
- ・他会計繰出金（事務費等を除く）
- ・事務事業見直しインセンティブ制度を活用した事業費
- ・土地売却を前提とした建物解体費や使用料手数料の値上げに伴う市民周知等に係る事業費など、「行財政改革推進プラン」実施にあたって必要となる経費
- ・従来の局マネジメント枠外経費のうち、施設建設等の一時的事業
- ・法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や、市長副市長会議で決定された事業等、財政部が指定する事業

#### (イ) 「一般事業費」（局マネジメント枠対象外分）

- ・扶助費
- ・平年度化経費（平年度化終了の際、一般事業費に区分されるもの）
- ・見直し振替要求（見直し振替終了の際、一般事業費に区分されるもの）
- ・「行財政改革推進プラン」において検討依頼項目等とした事業のうち財政部が指定するもの
- ・貸付金（まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）に区分されるものを除く）
- ・損失補償

#### (ウ) 「一般事務費」（局マネジメント枠対象外分）

- ・職員費、議員報酬等、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬並びに札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- ・公債費
- ・平年度化経費（平年度化終了の際、一般事務費に区分されるもの）
- ・見直し振替要求（見直し振替終了の際、一般事務費に区分されるもの）
- ・「行財政改革推進プラン」において検討依頼項目等とした事業のうち財政部が指定するもの
- ・指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、補助金から委託料に振り替えることにより発生する消費税及び事業所税
- ・PFI事業

## イ 局マネジメント枠対象経費

各局がマネジメント機能を発揮して、自主的に調整する経費であり、次の経費に係る一般財源額の合計を局マネジメント枠として設定する。

なお、局マネジメント強化の観点から、25年度予算編成時において局マネジメント枠対象外であった事業についても、別途財政部が指定した事業については、26年度局マネジメント枠一般財源に組み入れることとする。

また、局マネジメント枠については、配分経費として取り扱うが、事業の見直し状況や将来の財政負担の観点から、調整を行う場合があるので留意すること。

### (7) 「まちづくり経費」及び「一般事業費」（局マネジメント枠）

#### i 「まちづくり経費」（局マネジメント枠）

- ・ 25年度予算編成時のまちづくり経費（局マネジメント枠）で実施している事業
- ・ 25年度予算編成時のまちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）で実施している事業のうち、財政部が指定する事業
- ・ 「札幌市まちづくり戦略ビジョン＜戦略編＞」の実現に寄与する事業（局マネジメント枠対象外分を除く）

#### ii 「一般事業費」（局マネジメント枠）

「一般事務費」（局マネジメント枠）及び「まちづくり経費」（局マネジメント枠）以外の経費

上記 i、ii については、25年度局マネジメント枠一般財源額から、以下の合計額を減額して設定。

- a 「行財政改革推進プラン」における見直し額
- b 財政部が指定する次の経費を除く一般財源の5%に相当する額
  - ・ 市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費
  - ・ 扶助費的委託料
  - ・ 扶助費的補助金
  - ・ 道路除雪に係る経費（除雪機械・施設整備費等を除く）

### (4) 「一般事務費」（局マネジメント枠）

法令等に基づく事務の執行に必要な消費的経費（時間外手当や需用費等）のみで構成されている小事業及び施設の運営管理に係る経費（指定管理費も含む）。

25年度局マネジメント枠一般財源額から、以下の合計額を減額して設定。

- a 「行財政改革推進プラン」における見直し効果額
- b 次に指定する事務的経費に係る節・細節の5%に相当する額。ただし、25年度局マネジメント枠一般財源額が5億円に満たない局の削減額は半分とする。
  - ・時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費）、使用料及び賃借料（その他使用料及び賃借料）、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く）

指定管理費については「指定管理者制度における基準管理費用の確認について」（平成25年度5月31日付け札財第5号及び札推第40号）において、これまでの運営の実績等を考慮し、本市の要求水準に見合う経費総額を基準管理費用として積算したことから、25年度局マネジメント枠の一般財源額から25年度指定管理費を減額したうえで、今回算定した基準管理費用及び平成25年度指定管理費用を比較して高い金額を局マネジメント枠に加算する。

なお、「第3次札幌新まちづくり計画」及び「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>」の関連事業において、財政部が指定するものについては、局マネジメント枠から減じる。

また、上記(ア)、(イ)について26年度より予定されている消費税増税に対応するため、以下により算出した額の差引(a-b)を局マネジメント枠に加算して設定。

a 次に指定する節・細節に(1.08/1.05-1)を乗じた額

旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費

b 次に指定する歳入(款)で上記aの対象節に充当する歳入額に(1.08/1.05-1)を乗じた額

国庫支出金、道支出金、市債

## ウ その他

各局がマネジメント機能を発揮して、自主的に調整する経費であり、対象は次のとおりとする。

なお、戦略ビジョン局推進枠については「まちづくり経費」として、局課題緊急対策枠については「一般事業費」または「一般事務費」として要求するものとする。

また、両枠とも原則、要求枠として取り扱うが、事業内容の妥当性や将来の財政負担の観点を中心として、調整を行うこととする。特に戦略ビジョン局推進枠については、戦略ビジョンの推進に対する寄与度や費用対効果等についても確認、調整を行う。

## **(7) 戦略ビジョン局推進枠**

戦略ビジョンの実現に向けた取組の積極的な推進及び局マネジメント推進の観点から、各局に対し別途財政部が示す額を上限として、戦略ビジョン局推進枠を設定する。

当該推進枠は、戦略ビジョンの実現に寄与する事業のうち、普及啓発事業、事業化前の調査事業、後年次負担が小さい事業のほか、国際芸術祭や道内連携の取組に資する事業や新まちづくり計画事業のうち戦略ビジョンの実現に寄与する事業等について要求を認めるものであり、局の自主的な判断による予算編成を促進するものである。なお、要求にあたっては、当該推進枠への財源として下記（イ）の局課題緊急対策枠の活用を可能とする。

## **(1) 局課題緊急対策枠**

局マネジメント推進の観点から、上記イの局マネジメント枠の設定により 25 年度予算から削減した額に相当する一般財源額を上限として、局課題緊急対策枠を設定する。

当該対策枠は、局が抱える諸課題への対応や職員の能力向上等に必要な経費であって後年次負担を要しないものについて要求を認めるものであり、安易に従来の事業に対策枠分を按分して充当するといった事の無いように、局マネジメントを発揮し、事業の必要性や優先順位を考慮した上で、要求を行うこと。また、事業の要求数については、各局の予算統括部数を目安とすること。

## **(2) 要求にあたっての留意点**

- ア 新規事業については、終了する時期、もしくは当該事業の効果等について検証したうえで、存廃を判断する時期を設定するものとするので留意すること。
- イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業についても市民との連携や企業の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討すること。なお、特に市政の課題解決に向けて、民間の自主的な活動を促進するような取組を積極的に進めるよう留意すること。
- ウ 局マネジメント枠の設定における一定額の削減については、事業の一律縮小を目的としたものではなく、事業の見直し・新規立案が柔軟に行われ、事業の新陳代謝が図られることを促すものであることに留意すること。
- エ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。
- オ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。



なお、平成 21 年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

カ 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体改革新方針」（平成 21 年 2 月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、指定団体への財政的関与の縮減につながる取組みについて、「札幌市出資団体改革推進本部指導事項」（平成 25 年 3 月策定）を踏まえ、各団体との協議のうえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

## **第 4 その他**

### **1 局マネジメントの強化**

平成 26 年度予算編成においては、局マネジメントの強化によるメリハリのある予算の実現に向け、局課題緊急対策枠の継続のほか、局マネジメント枠対象事業の拡大や戦略ビジョン局推進枠の導入を行うことから、各局は、局マネジメント機能をこれまで以上に発揮したうえで予算要求を行うこと。

### **2 予算編成過程の透明化、効率化**

各局は、主要事業について政策目的ごとにまとめた「予算要求の概要」の作成にあたっては、事業の内容、成果などが市民にわかりやすく伝わるよう工夫すること。

また、26 年度予算編成においても、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、引き続き、事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については積極的に統合すること。

### **3 区との積極的な連携等**

多様化する地域課題の解決に向けて、地域ニーズに応じた「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、区の予算要望システムの活用等、区と本庁の積極的な連携を強化するほか、既に元気なまちづくり支援事業において類似の事業が実施されているものや、地域が主体的に取り組むことが望ましい事業については、元気なまちづくり支援事業の積極的な活用を図ること。

### **4 企業会計について**

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

## 5 予算見積書の作成

26 年度予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等を、より一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

## 6 予算編成日程

26 年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

25 年	11 月	1 日	(金)	見積書等提出期限
	12 月	16 日	(月)	予算説明書関係資料提出期限
26 年	1 月	中旬		市長査定
	2 月	上旬		予算案記者発表
	2 月	3 日	(月)	実行計画書提出期限